

有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

（単位 百万円）

満期保有目的の債券

	種 類	2018年度中間期（2018年9月30日現在）			2019年度中間期（2019年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	707	709	2	1,634	1,641	7
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	707	709	2	1,634	1,641	7
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,771	2,736	△ 35	4,811	4,740	△ 70
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,771	2,736	△ 35	4,811	4,740	△ 70
合 計	3,478	3,446	△ 32	6,445	6,382	△ 63	

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

（2018年9月30日現在）

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（2019年9月30日現在）

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

その他有価証券

	種 類	2018年度中間期（2018年9月30日現在）			2019年度中間期（2019年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,809	2,514	6,294	6,453	1,829	4,624
	債券	182,658	178,623	4,035	203,571	198,941	4,629
	国債	117,033	113,728	3,304	114,883	111,236	3,647
	地方債	25,813	25,542	271	41,044	40,559	484
	社債	39,811	39,352	459	47,642	47,145	497
	その他	69,054	58,153	10,901	74,465	65,753	8,712
	小 計	260,522	239,290	21,231	284,490	266,524	17,966
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	501	540	△ 38	912	1,028	△ 115
	債券	31,355	31,530	△ 174	24,757	24,859	△ 101
	国債	16,385	16,491	△ 105	9,490	9,581	△ 90
	地方債	5,974	6,003	△ 29	10,092	10,101	△ 9
	社債	8,995	9,034	△ 38	5,174	5,176	△ 1
	その他	67,422	70,341	△ 2,919	47,779	51,057	△ 3,277
	小 計	99,279	102,412	△ 3,132	73,449	76,944	△ 3,494
合 計	359,801	341,702	18,098	357,940	343,468	14,471	

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	2018年度中間期 （2018年9月30日現在）	2019年度中間期 （2019年9月30日現在）
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	628	621
その他	283	451
合 計	911	1,072

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理を行った有価証券

（2018年度中間期）

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありませぬ。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したのものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

（2019年度中間期）

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式48百万円であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したのものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種 別	2018年度中間期 (2018年9月30日現在)		2019年度中間期 (2019年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	7,980	—	7,850	17

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	2018年度中間期 (2018年9月30日現在)	2019年度中間期 (2019年9月30日現在)
評価差額	18,098	14,471
その他有価証券	18,098	14,471
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	5,379	4,300
その他有価証券評価差額金	12,719	10,170

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引…該当ありません。
- (2) 通貨関連取引

(単位 百万円)

区 分	種 類	2018年度中間期 (2018年9月30日現在)				2019年度中間期 (2019年9月30日現在)			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店 頭	為替予約								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	20	—	0	0	43	—	0	0
	合 計	—	—	0	0	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引…該当ありません。
- (4) 債券関連取引…該当ありません。
- (5) 商品関連取引…該当ありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引…該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。